

新型コロナウイルス感染症防止対策
出雲崎町感染防止対策設備整備等推進事業補助金
申請要領

受付期間

令和3年3月10日(水)

令和2年8月25日(火)～~~令和2年12月28日(月)~~

目的

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、町内事業者が取り組む「新しい生活様式に対応した感染防止対策への設備整備等」を支援するものです。

対象者

次の要件を全て満たす者を対象とします。

(1) 町内に事業所を有する中小企業及び個人事業主であること

(2) 町民等に直接サービスを提供する施設を有する次の業種であること

※「町民等に直接サービスを提供する施設」とは…

町民等が店舗に出向いて、その店舗において対面にてサービスを提供する施設をいいます。

[業種] 飲食サービス業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業、
娯楽業、医療業、道路旅客運送業、教育・学習支援業
(※詳細は、(別表1) 補助対象業種を参照してください。)

(3) 申請時において町税等を滞納していない者(新型コロナウイルスの影響により徴収が猶予されている場合を除く。)

対象経費

令和2年7月1日から申請日までに支払った感染防止対策に必要な衛生設備の導入や衛生用品の購入に係る経費で、(別表2) 補助対象経費に掲げるものとします。

注1) 衛生用品(マスク、アルコール消毒液等)のみの経費も補助対象です。

注2) 換気用設備は、壁面等への固定式に限定となります。

※ 国県等が行う支援制度に申請した(又は今後申請予定の)経費は、補助対象になりません。ただし、新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金(三密対策支援金)制度の自己負担分の経費は補助対象とします。

補助限度額及び補助率

1事業所あたり 20万円(上限) 補助率:10/10

※20万円のうち、衛生用品は10万円を上限とします。

衛生用品のうち、「使い切りマスク」「繰り返し使用マスク」「ディスポ手袋」は、購入数量に上限がありますので、ご注意ください。

補助回数

1事業者につき、補助限度額の範囲内で3回まで

申請方法

下記の「必要な書類」を役場町民課町民係へ持参してください。

必要な書類

- ①出雲崎町感染防止対策設備整備等推進事業補助金交付申請書兼実績報告書
(様式第1号)
- ②申請する補助対象経費の一覧(様式第2号)
- ③誓約書(様式第3号) ※1回目の交付申請時のみ
- ④補助対象経費について、支出した日付、品目、数量、金額が分かる領収書
などの書類の写し
- ⑤法人名、法人の所在地及び法人の代表者名が確認できる書類の写し又は個人
事業主の氏名、住所が確認できる書類の写し
- ⑥衛生設備を導入したことが確認できる写真
- ⑦新潟県新型コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金(三密対策支援金)
制度の自己負担分を補助対象経費とする場合には、それが分かる書類一式の
写し

お問い合わせ・提出先

出雲崎町役場 町民課 町民係

電話番号: 0258-78-2294 (直通)

(別表1) 補助対象業種

業 種	例 示
飲食サービス業	食堂、割烹、寿司屋、居酒屋、スナック、喫茶店 など
宿泊業	旅館、民宿、農家民泊 など
小売業	スーパー、洋服店、菓子店、コンビニエンスストア、自動車整備販売店（新車・中古車販売）、自転車店、電器店、ガソリンスタンド など
生活関連サービス業	クリーニング店、理容店、美容店 など
娯楽業	ゴルフ場 など
医療業	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、整体 など
道路旅客運送業	タクシー など
教育・学習支援業	書道教室 など

(別表2) 補助対象経費

対象項目	目的	主な具体例
衛生設備	飛沫感染防止	飛沫感染防止パネル、透明ビニールカーテンの導入、ソーシャルディスタンス確保を目的としたサインの導入、テーブル・椅子等の導入 など
	消毒	消毒設備（自動型手指消毒器・器具用消毒器・除菌剤の噴霧装置・オゾン発生装置・紫外線照射機 等）、自動水栓、自動ソープディスペンサー（手洗い石けん用等）の導入 など
	換気	換気扇、エアコン（換気機能付き又はウイルス対策可能な空気清浄機能付き）、扇風機（壁掛け固定式に限る）、網戸の新設・網の張替え など ※換気用設備は壁面等への固定式に限定する
	衛生管理	非接触体温計、サーモカメラの導入 など
	その他	キャッシュレス化対応機器等の導入
衛生用品 (上限 10 万円)	購入数量の上限を定めるもの ・使い切りマスク 従業員数×100 枚 ・繰り返し使用マスク 従業員数×10 枚 ・ディスポ手袋 従業員数×200 枚 購入数量を定めないもの ゴーグル、フェイスシールド、エプロン、防護服、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、洗浄剤・漂白剤 など	

※移動式の換気用設備は、補助対象外となりますのでご注意ください。